トピックス

激変した雇用環境と「労働教育」

# 激変した雇用環境のなか なにが求められているか

横浜市立大学教授
**中西新太郎**

## 1. 若者が直面している困難

1990年代後半から，明らかに雇用環境の悪化が進んだ。

私は，いま若年層が直面している困難について，「社会に出ていくこと」が難しくなり，今までよりずっと，社会のはじの方におかれるという「社会的縁辺化」と，一人ひとりが，そうした困難を声に出して，共同で解決する道すじがきわめて貧弱だ，という「内面的縁辺化」がすすんでいる，ととらえている。以下，その実態をみていこう。

まず指摘しなければならないのは，派遣・請負・パート・アルバイトといった非正規雇用が急激に拡大し，いまや，それがフツーの働き方の一つになっている，ということだ。2006年の総務省調査で，非正規雇用の割合は33%，女性だけにかぎれば53%（この数字は若年層だけではない）に達した。1990年代後半にすすんだ，こうした事態の直撃を受けているのが20代の人たちである。余談になるが，フリーターという表現はあいまいなものであり，「非正規雇用」という，雇用形態でつかまえる表現をつかう必要がある。また，統計上フリーターというと15歳から34歳までをさしており，35歳になると人数に数えないことになっている。

つぎに注目したいのは，流通や卸売などの業界では非正規雇用が6割をこえ，業種によっては「アルバイターがいなければ成り立たない」といってもいい状況にあることだ。これがどんな事態を生むか。法改正で製造業まで派遣労働が広げられ，たとえば，多摩地区の，携帯をつくっているある大手企業の工場では，全従業員350人のうち30人が正規雇用で，残り320人が派遣や請負，その数は多い時には400人をこえるが，夏休みで，より安い学生アルバイトを雇えるとなると，派遣労働者を急減させる。そこでは，“百人斬り”という言葉まであるということだ。アルバイターは重要な「戦力」であり，居酒屋チェーンなどで，20代から30代で店長をやっている正規社員以外はアルバイト，というのも珍しくない。アルバイトといっても週30時間以上労働している場合もたくさんあり，ここまでくると，労働基準法の適用を受ける労働者というつかみ方が必要になってくる。

「さまざまな雇用形態の人が同じ職場で混在している」という事態も，全国的に拡大しており，公務員の職場でも，「準職員」やら「臨時職員」といった形で雇われる人の割合がふえている。15年間臨時教員をやってきた方で，月収7～8万，週末はスーパーのレジの仕事をしたりしてきたが，とうとう生活保護を申請し，教員やりながら生活保護をうけている，そんな例もある。

そうした労働のなかで，どんな困難が生じてくるか。

20代後半から30代にかけて，「このままここで働いていていいのか」「この先安定して働いていけるのか」ということから，転職を考える人がふえている。たとえば，登録型の派遣の場合，30歳をこえると，「登録しているのに，なかなか仕事を回してもらえない」といった実態があったりする。

そして実は，正規雇用の若者の間でも，転職志向の強まりがあり，その背景には，非正規雇用の拡大をうけて，「正規のくせにちゃんと働けないのか」というプレッシャーがあったり，「正規だから」ということでの，すさまじい労働実態があったりする。その例をあげてみよう。

建設会社の営業職。平日は夜10時以前に帰れず，土・日もなく，子供の顔を見る暇がない。給料はいいが，30代も半ばになって，肝臓が悪くなって身体がいつまで続くかわからない。転職も考えるが，生活があるし…夫婦の関係までおかしくなってきた。

印刷会社の営業職。毎日10時11時まで残業で，2年半で肝機能障害をおこした。文句を言うと，「甘えるな」と言われる。

1日18時間労働を1年半。退職届を何度も破られた。救急車で入院したら退職できた。

IT産業でプログラマー4年。残業が月200時間

あり，午前３時からミーティングがあったりする。吐血し職種を何とか変えるよう頼んでいるが，先はわからない。

ここまでとは言わなくても，残業代が不払いでもいちいち文句が言えない雰囲気の蔓延とか，先に述べたような流通チェーンの店長だったら「アルバイターをちゃんと使いこなせるか」，時には２つ以上の店のかけもち，といった話を聞く。ヤングハローワークやヤングジョブスポットというと，対象がNEETと呼ばれる人たちとか，「仕事につきたいけどつけない」という人たちだと考えられているが，実際にはかなりの割合で，正規雇用の人たちからの，転職相談や「これからどうしよう」といった相談が存在しているということだ。

しかし，退職したとしても，その先どうなるか？

鍼灸の専門学校に，20代や団塊の世代の希望者が増えているようだが，２～３年で授業料が４～500万円かかる。

ということで，私は，「30歳の壁」と呼んでいるが，社会的自立をめぐって，困難が集中的に出現するのが，20代後半だ，ととらえている。

ワーキング・プアと格差の拡大についても，ふれておきたい。

ワーキング・プアとは，現代の労働の諸問題に対して，鋭い指摘を行いつづけている後藤道夫氏（都留文科大教授）が，現代日本の労働者に当てはめて意識的に使った言葉だ。フツーに働いていながら生活保護を受けねばならない，という若年労働者がふえている。働いている本人が悪いんじゃない，ということが含意されている。

いわゆるフリーターの平均的な賃金水準は，だいたい月12万円前後（リクルート調査）といわれ，派遣の平均はこれより高く，月20万程度，といわれる。ところが，同じ24～5歳でも，後藤氏が大都市部で試算した（複雑な計算を要するし，地域によってもちがうが）ところ，生活保護の収入の水準は金額ベースで月16～7万，働いたとすると月収23～4万でないと，手取りはこうならない。つまり，「最低賃金水準は生活保護水準以下である」ということで，逆に政府の方からは，「生活保護水準を切り下げろ」という方向が出てくるわけだが。

インターネットカフェで寝泊まり（新聞記事参照，

「ネットカフェ難民」広く深く

全国聞き取り　７割の店で「常連・長期」

2、3年前から暮らしている、仕事が忙しすぎて帰宅できない――。インターネットカフェや漫画喫茶に寝泊まりする「ネットカフェ難民」の実態を知ろうと、各地の労働組合や民間団体が全国規模で聞き取り調査をし、27日に結果を公表した。調査した34店舗の4分の3に長期滞在者がいて、「難民」の広がりと深刻な実態が浮き彫りになった。

調査は宮城、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、奈良、大阪、兵庫、福岡の10都府県で今月実施。ネットカフェの店員に質問したり、利用者に年齢や泊まる頻度、理由などを尋ねたりした。その結果、利用者84人が質問に答え、兵庫をのぞく9都府県の26店舗に「宿泊常連・長期滞在者」がいた。

利用者からは「2年間ネットカフェ。深夜のアルバイトをしているが、仕事が不安定でアパートを借りようと思えない。夕方から働き、朝6時にネットカフェに帰る」（東京都・20代男性）、「家がない。正社員になれず、職を転々として当座のお金を稼いでいる」（愛知県・40代男性）、「3年前から夫の暴力を苦にネットカフェ暮らし。パートなどで月収9万円」（東京都・30代女性）などの声があった。

「飲食店の正社員。家に帰ると寝る時間がなくなるので週6日はネットカフェに泊まり、日曜日だけ家に帰る」（東京都・20代男性）など、厳しい長時間労働が背景にある事例も複数あった。

首都圏青年ユニオンは「若者の貧困が予想以上に広がっており、仕事と生活の困難さの縮図になっている」と、行政や政治による対応を訴えた。

厚生労働省も「ネットカフェ難民」に注目し、今年度中に働き方などの実態調査をする。今後の若年雇用対策につなげるため、ネットカフェで暮らす若者から直接話を聞くことも検討している。

業界団体の日本複合カフェ協会によると、ネットカフェや漫画喫茶は05年時点で全国に約2740店。

カフェの前で利用者に聞き取りをする人（左）＝東京・蒲田で

（朝日新聞 2007.4.28）

朝日新聞2007年４月28日付）という現象も，ここから出てくる。車で半年以上寝泊まりしている人の話も聞いたことがある。また，２年前にも報告したが，一家離散の相談を受けたことがある。職場で怒鳴られ，いじめられ，時給を勝手に切り下げられ，興奮剤と睡眠薬の服用のくり返しで体はボロボロといった，理不尽としか言いようがない例もあった。

こうした事態は，その人本人の個人的問題だろうか。また，一方にワーキング・プアの低賃金水準があるから正規社員に対する不当な扱いも行えている，ともいえる。

格差については，若年層の中での二極化が拡大していることはもちろんだが，生育環境や家庭環境で生じている激しい格差に目を向けなければなるまい。昨年，足立区で就学援助世帯が４割をこえた，という報道が注目を集めたが，21世紀に入って５年間の増加率は３割をはるかにこえた（この数字も，権利として意識されることに乏しい地域では低くなるから，低い地域がいいとは単純に言えない）。神奈川では高校生向け奨学金の資金が底をつき，対象となる所得の水準を下げたりしている。

そうした実態に対し，「もっと進路指導をちゃんとやれ」「正規社員にならなければダメだ」という方向で，はたして解決するのだろうか。正規社員でも安心して仕事できない実態があるし，正規・非正規のちがいがさして意味を持たない職場，職種もある。

だから，社会に出ていく道筋が変化して複数ルートになっている，と考え方を変えた方がいいのではないだろうか。

## 2. 政府の政策

ここで，政府の政策をみてみよう。

まず注目したいのは，ある雑誌のインタビューで，

竹中平蔵氏が，「これからの労働者の理想はフリーターだ」とのべ，「最も自由な生き方」と礼賛したことだ。「企業から離れて，自由だ」と言っているが，経営者と比べて弱い立場の労働者が「自由」になったらどうなるのか。

一つの例として，配達や保険外交員のような請負業に従事する人たちを見てみよう。彼らは自営業者ということで，すべて自分で責任をとらなければならない。つまり，労基法上で労働者というのは，働かされている，雇用されているが，でも守られている，という側面がある。この労働者という面を，基本から切りすてよう，という方向がある。経営者側は，あの話題になった「ホワイトカラー・エグゼンプション」を，まだ諦めてはいない。最後の課題である“解雇の自由”にも切りこもうとしている。

自立支援の政策といった時，その“自立”のイメージは，どのようなものだろうか。

2003 年に経済同友会が出した改憲意見書に注目したい。「憲法を変えて，どういう社会をつくるか」という問題意識でまとめられたものだ。そこには，何と書かれているか。

そこには，「〈お上〉からの押しつけでもなく，私的な利害追求の寄せ集めでもない，自立した個人を主体とする社会秩序」の確立，とあるが，ここでいう「自立した個人」のイメージが問題だ。それは，2005 年の経済財政諮問会議「日本 21 世紀ビジョン」で，「自分たちのことは官に頼らず自分たちで行う」と表現されている。

“官に頼らず”――つまり，「生活保護などに頼るな」ということだ。こうした発想は，随所にみられる。たとえば，2002 年の「健康増進法」で，健康の増進は，“国民の義務”とされた。健康の上で自立しなさい，と。血圧が高いのにビールを飲むなんて，やってはいけないことをやっておいて，医療保険を請求するなんて，とんでもない。これは，1997 年に，それまで「成人病」と呼んでいたものを，「生活習慣病」と呼び方を変えたのと同じ。「あなたの生活習慣が悪いんだ」「それを変えるのが先で，保険を請求するのは，すじ違いだ」ということになる。

ホームレスでも同じ。“自立の気概を見せたホームレスが施設に入れる”ということだ。障害者でも同じ。支援を必要とする人を意欲によってランクづけする。「意欲」を持ち「自立」の見込みがある者を認定し選別することによって，「真の弱者」として「意欲」を持てず，「自立」できない存在が不利な条件におかれる。「意欲」さえ持てない存在に対する資源配分の切りつめ，これは憲法 25 条の実質的な改変である。

さらにまた，「意欲」のある者は，「真の弱者」に陥らぬよう「努力」を見せ続けることを要求される。その「努力」は，きわめて低い待遇，きびしい生活のなかで，ぎりぎり生き続けることを意味する。

## 3. 社会的自立像の組みかえを

「正規雇用になってこそ一人前」「正規社員の方が安定している」そういうバーの引き方で，いいのだろうか。

たとえば，そういう方向で，「コミュニケーションスキルをつける」ことを学校教育で強調している区があるが，そこでは，小学生たちが，「いつも明るくハキハキと」を求められる。それは本当に正しい方法なのだろうか。正規社員になれなかったら“負け”“人生真っ暗”なのか。

自立のイメージを，もっと豊かにする必要があるのではないか。フツーに働いて月 10 万，じゃあ後は生活保護で，という生き方も，あっていい。どんな働き方をしても，とにかく安心して生きていける。その方が，どんなに豊かな社会になるだろう。

公的な職業訓練施設が，場所によっては行くこと自体が大変なところにある，というのもおかしいし，それどころか統廃合で減らされているのは，とんでもないことだ。

“自分の責任でなんでもする”自立でなく，お互い“支え合う”“協力し合う”自立とは何か，考えていく必要がある。

「今のままの日本社会でいい」と思っている若者は少数派だ。むしろ，ブログで意見交換していくうち労働組合を立ち上げたり，これまで想像できなかったようなところで，想像できなかったような呼びかけが行われ，若者自身が，つながりをつくる模索を始めている。明らかに潮目は変わった。上の世代の役割は，そういう若者の努力を支えていくことではないだろうか。

**本論文は 2007 年 4 月 28 日に行われた講演の内容を編集部の責任で文章化したものです。**